

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

A公共職業安定所長（以下「A所長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした雇用保険の被保険者資格喪失の確認処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、雇用保険法（以下「法」という。）第8条に基づき、B所在の会社Cを事業者として、雇用保険の被保険者となったことの確認請求をCの所在地を管轄するA所長
- 2 A所長は、○年○月○日、法第9条に基づき、○年○月○日付けで、請求人のCに係る雇用保険の被保険者資格取得の確認処分を行った。
- 3 労働局は、○年○月末頃、請求人の就労場所である会社Dが保有する倉庫に、会社Eを含め、労働者派遣法及び職業安定法違反の疑いがあるとして調査に入った。また、労働局は、同年○月○日付けでCに対し、同年○月○日付けでEに対し、同月○日付けでDに対し、それぞれ労働者派遣法及び職業安定法違反で是正指導を行った。
- 4 Cは、前記2記載の被保険者資格取得の確認処分を不服として、○年○月○日、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は同年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をした。

Cは、同決定を不服として、当審査会に対し再審査請求をしたが、当審査会は○年○月○日付けでこれを棄却する旨の裁決（平成28年雇第5号）をした。

Cは、上記資格取得確認処分に対し取消訴訟を提起しなかったことから、当該処分は確定した。
- 5 請求人は、Cを被告として地位確認等請求訴訟を提起したが、○地裁の○年○月○日付け判決（○年（○）第○号）、同控訴審の○高裁の○年○月○日付け判決（○年（○）第○号）、同上告審の最高裁第三小法廷の○年○月○日付け上告棄却

及び上告不受理決定（○年（○）第○号及び○年（○）第○号）を経て、請求人とCとの間に、雇用関係がないこと等が確定した。

6 そこで、A所長は、○年○月○日、職権により○年○月○日付けで請求人のCに係る雇用保険の被保険者資格喪失の確認処分（以下「本件処分」という。）をしたので、請求人は、本件処分を不服として、○年○月○日、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

7 なお、請求人は、Eを事業者としてF公共職業安定所長（以下「F所長」という。）に対し、Dを事業者としてG公共職業安定所長（以下「G所長」という。）に対し、法第8条に基づき、それぞれ○年○月○日又は○年○月○日を資格取得日とする雇用保険の被保険者資格取得の確認請求をしたが、G所長は○年○月○日付けで、F所長は同年○月○日付けで、いずれも請求人の上記各被保険者資格取得の確認請求を却下する旨の各処分をした。請求人は、F所長及びG所長の上記各処分を不服としてそれぞれ審査請求をしたが棄却されたため、更に再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

（略）

#### 2 原処分庁

（略）

### 第4 争 点

A所長が、○年○月○日付けで請求人に対してした本件処分が妥当であると認められるか。

### 第5 審査資料

（略）

### 第6 理 由

#### 1 当審査会の事実認定

（略）

#### 2 当審査会の判断

決定書理由に説示するとおり、前記第2の5記載の確定した○高裁の判決及びその他の資料によれば、請求人とCとの間に雇用関係が存在しないことが既判力

をもって確定されていることに加え、Cは請求人に対して倉庫業務の指示をしていないこと及び請求人の倉庫業務の報酬は請求人とEとの間で決定されていること、並びにCは請求人に対して倉庫業務の賃金の支払をしていないことなどが明らかであって、請求人とCとの間に雇用関係の実態があったということはできないから、当審査会としても、本件処分は妥当であると判断する。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。